

この政令は、平成十五年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月一〇日政令第四九三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年一月五日から施行する。

附 則 (平成一五年一二月二十五日政令第五五三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 (平成十六年二月二十九日) から施行する。

附 則 (平成一五年三月二六日政令第八一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月九日政令第一六〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年五月二六日政令第一八一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日政令第二九四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、機構の成立の時から施行する。

附 則 (平成一六年六月二三日政令第二一一号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十六年十月一日から施行する。

附 則 (平成一六年九月二九日政令第七二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第一一十三条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年一月二十五日政令第三六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二四日政令第七二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日 (平成十七年四月一日) から施行する。

附 則 (平成一七年五月二七日政令第一九〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月二四日政令第二二四号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十三条までの規定は、平成十七年九月一日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一日政令第二〇三号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、施行日 (平成十七年十月一日) から施行する。

附 則 (平成一七年六月二四日政令第二二九号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第七条から第三十八条までの規定は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一八年三月三一日政令第一六一号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

		附 則（平成一八年三月三一日政令第六四号）抄 この政令は、整備法の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。
附 則（平成一八年三月三一日政令第六五号）抄 (施行期日)	1	この政令は、平成十八年四月一日から施行する。 附 則（平成一九年二月二三日政令第三一号）抄 (施行期日)
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。 附 則（平成一九年三月二二日政令第五五号）抄 (施行期日)		この政令は、平成十九年四月一日から施行する。 附 則（平成一九年三月三〇日政令第一一〇号）抄 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。 附 則（平成一九年三月三〇日政令第一一一号）抄 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。 附 則（平成一九年八月三日政令第二三五号）抄 (施行期日)		この政令は、平成十九年四月一日から施行する。 附 則（平成一九年三月三一日政令第一一七号）抄 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。 附 則（平成二〇年五月二二日政令第一八〇号）抄 (施行期日)		この政令は、平成二十年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。 附 則（平成二〇年六月二七日政令第二一〇号）抄 (施行期日)		この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。 附 則（平成二〇年七月一六日政令第二二六号）抄 (施行期日)		この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。 附 則（平成二〇年九月一九日政令第二九七号）抄 (施行期日)		この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。 附 則（平成二一年三月三一日政令第一一一号）抄 (施行期日)		この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。 附 則（平成二一年九月一一日政令第二四〇号）抄 この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。 附 則（平成二二年二月二八日政令第三二〇号）抄 (施行期日)		この政令は、平成二十一年十月一日から施行する。
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。 附 則（平成二三年三月二十五日政令第四一号）抄 (施行期日)		この政令は、法の施行の日（平成二十二年一月一日）から施行する。

(施行期日)	
第一条	この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。
附 則	(平成二十三年六月一〇日政令第一六六号) 抄
(施行期日)	
第一条	この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。
附 則	(平成二三年一月五日政令第三三四号) 抄
(施行期日)	
この政令は、法の施行の日(平成二十三年十一月一日)から施行する。	
附 則	(平成二三年二月二六日政令第四二三号) 抄
(施行期日)	
第一条	この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。
附 則	(平成二五年三月八日政令第五一号) 抄
(施行期日)	
1	この政令は、廃止法の施行の日(平成二十五年四月一日)から施行する。
附 則	(平成二六年三月三一日政令第一二一号) 抄
(施行期日)	
この政令は、改正法の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。	
附 則	(平成二六年二月一九日政令第三九号) 抄
(施行期日)	
1	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条から第十二条まで、第十三条及び第十五条の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則	(平成二七年二月四日政令第三五号) 抄
(施行期日)	
1	この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
附 則	(平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄
(施行期日)	
この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。	
附 則	(平成二六年七月一六日政令第二六一号) 抄
(施行期日)	
1	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	(平成二八年一月二二日政令第一三号) 抄
(施行期日)	
1	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	(平成二八年三月九日政令第五七号) 抄
(施行期日)	
1	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	(平成二八年一月二六日政令第二二号) 抄
(施行期日)	
1	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	(平成二八年三月九日政令第七八号) 抄
(施行期日)	
1	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	(平成二八年三月二五日政令第八六号) 抄
(施行期日)	
第一条	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	(平成二八年三月三〇日政令第三九六号) 抄
(施行期日)	
第一条	この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。
附 則	(平成二八年二月二六日政令第三九六号) 抄
(施行期日)	

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年一月二〇日政令第四号）抄

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二九年二月一七日政令第二二号）抄

（施行期日）

1 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二〇日政令第四〇号）

この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月一六日政令第二一八号）

この政令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年六月十七日）から施行する。

附則（令和四年一一月一一日政令第三四八号）

この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年十一月十四日）から施行する。